

出雲市地域防災計画 (原子力災害対策編)

平成 27 年(2015) 6 月

出雲市

出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）目次

第1章 総則	3-1-1
第1節 計画の目的	3-1-1
第2節 計画の性格	3-1-1
1. 出雲市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	3-1-1
2. 出雲市における他の災害対策との関係	3-1-1
3. 計画の修正	3-1-2
4. 計画の用語	3-1-2
第3節 計画の周知徹底	3-1-2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3-1-2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	3-1-2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3-1-3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	3-1-4
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	3-1-4
2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	3-1-4
第8節 防災関係機関の防災事務又は業務の大綱	3-1-4
第2章 原子力災害事前対策	3-1-11
第1節 基本方針	3-1-11
第2節 中国電力㈱の防災業務計画に関する意見陳述及び防災要員の現況等の届出の受理	3-1-11
第3節 現地確認	3-1-11
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	3-1-11
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3-1-11
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	3-1-12
1. 情報の収集・連絡体制の整備	3-1-12
2. 情報の分析整理	3-1-12
3. 通信手段・経路の多様化等	3-1-14
第7節 緊急事態応急体制の整備	3-1-14
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	3-1-14
2. 災害対策本部体制等の整備	3-1-15
3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	3-1-16
4. 長期化に備えた動員体制の整備	3-1-16
5. 防災関係機関相互の連携体制	3-1-16
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	3-1-16
7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	3-1-17

8. オフサイトセンター	3-1-17
9. モニタリング体制等	3-1-17
10. 専門家の派遣要請手続き	3-1-17
11. 複合災害に備えた体制の整備	3-1-17
12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	3-1-17
第8節 避難収容活動体制の整備	3-1-18
1. 避難計画の作成	3-1-18
2. 避難所等の整備等	3-1-18
3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	3-1-19
4. 学校等施設における避難計画の整備	3-1-20
5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	3-1-20
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	3-1-20
7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	3-1-20
8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	3-1-21
9. 避難所等・避難方法等の周知	3-1-21
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	3-1-21
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	3-1-21
2. 出荷制限、摂取制限の確保	3-1-21
第10節 緊急輸送活動体制の整備	3-1-21
1. 専門家の移送体制の整備	3-1-21
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	3-1-21
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材の整備	3-1-21
1. 救助・救急活動用資機材の整備	3-1-22
2. 救助・救急機能の強化	3-1-22
3. 緊急被ばく医療活動体制の整備	3-1-22
4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	3-1-22
5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備	3-1-22
6. 物資の調達、供給活動	3-1-22
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	3-1-22
第13節 行政機関の業務継続体制の確保	3-1-23
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	3-1-23
第15節 防災業務関係者の人材育成	3-1-24
第16節 防災訓練等の実施	3-1-24
1. 訓練計画の策定	3-1-24
2. 訓練の実施	3-1-24

3. 実践的な訓練の実施と事後評価.....	3-1-25
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬）.....	3-1-25
第18節 災害復旧への備え.....	3-1-26
第3章 緊急事態応急対策.....	3-1-27
第1節 基本方針.....	3-1-27
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	3-1-27
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡.....	3-1-27
2. 施設敷地緊急事態応急対策等活動情報の連絡.....	3-1-28
3. 一般回線が使用できない場合の対処.....	3-1-29
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動.....	3-1-29
第3節 活動体制の確立.....	3-1-29
1. 市の活動体制.....	3-1-29
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等.....	3-1-42
3. 専門家の派遣要請.....	3-1-42
4. 応援要請及び職員の派遣要請等.....	3-1-42
5. 自衛隊の派遣要請等.....	3-1-42
6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携.....	3-1-43
7. 防災業務関係者の安全確保.....	3-1-43
第4節 避難、避難収容等の防護活動.....	3-1-44
1. 避難、避難誘導等の防護措置の実施.....	3-1-44
2. 避難所等.....	3-1-45
3. 広域一時滞在.....	3-1-46
4. 安定ヨウ素剤の予防服用.....	3-1-46
5. 要配慮者への配慮.....	3-1-46
6. 学校・保育所等施設における避難措置.....	3-1-47
7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置.....	3-1-47
8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置.....	3-1-47
9. 飲食物、生活必需品等の供給.....	3-1-47
第5節 治安の確保及び火災の予防.....	3-1-48
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	3-1-48
第7節 緊急輸送活動.....	3-1-48
1. 緊急輸送活動.....	3-1-48
2. 緊急輸送のための交通確保.....	3-1-49
第8節 救助・救急、消火及び医療活動.....	3-1-49
1. 救助・救急及び消火活動.....	3-1-49
2. 医療措置.....	3-1-49

第9節 住民等への的確な情報伝達活動.....	3-1-50
1. 住民等への情報伝達活動.....	3-1-50
2. 住民等からの問い合わせに対する対応.....	3-1-51
第10節 自発的支援の受入れ.....	3-1-51
1. ボランティアの受入れ等.....	3-1-51
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ.....	3-1-52
第11節 行政機関の業務継続に係る措置.....	3-1-52
第4章 原子力災害中長期対策.....	3-1-52
第1節 基本方針.....	3-1-52
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	3-1-52
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	3-1-52
第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....	3-1-52
第5節 各種制限措置等の解除.....	3-1-53
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	3-1-53
1. 災害地域住民の記録.....	3-1-53
2. 災害対策措置状況の記録.....	3-1-53
第7節 被災者等の生活再建等の支援.....	3-1-53
第8節 風評被害等の影響の軽減.....	3-1-53
第9節 被災中小企業等に対する支援.....	3-1-53
第10節 心身の健康相談体制の整備.....	3-1-54
別添1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて.....	3-1-55
別添2 防護措置実施のフローの例.....	3-1-58
別添3 OILと防護措置について.....	3-1-59
別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等.....	3-1-61

第1章 総則

第1節 計画の目的 下線はH26年5月に修正した箇所

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、出雲市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 出雲市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

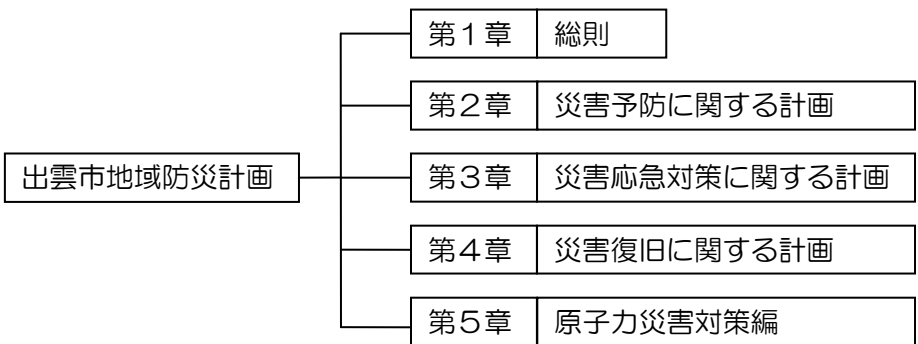
この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画 原子力災害対策編及び島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような柔軟な体制を整備する。

2. 出雲市における他の災害対策との関係

この計画は、「出雲市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「出雲市地域防災計画」に拠る。

出雲市地域防災計画の構成



3. 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

4. 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 情報収集事態

国の防災基本計画に規定されている「松江市で震度5弱及び震度5強が発生した事態（島根県における震度が6弱以上であった場合を除く）」をいう。

(2) 警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態

原子力災害対策指針に規定されている事態をいう。詳細な判断基準については別添1のとおりとする。

(3) 要配慮者

県地域防災計画（風水害等対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者をいう。

(4) 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

市の地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（原子力規制委員会告示第5号（平成24年12月3日）」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態

原子炉施設においては、多量の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを充分考慮する必要がある。（原子力災害対策指針）

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、コミュニティセンターを基本とする生活単位、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を次のとおり定める。

・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指し、PAZの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね5 km」を目安とされている。

・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）

UPZとは、確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域のことを指し、UPZの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね30 km」を目安とされている。

出雲市における、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

地域	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
平田地域	伊野地区、佐香地区、東地区、檜山地区、灘分地区、久多美地区、平田地区、西田地区、北浜地区、国富地区、鰐淵地区
斐川地域	荘原地区、出東地区、直江地区、久木地区、伊波野地区、出西地区、阿宮地区

地域	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
出雲地域	鳶巣地区、川跡地区、上津地区、高浜地区、大津地区、四絡地区、今市地区、塩冶地区の一部（塩冶善行町、塩冶町の一部〔*〕、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、朝山地区の一部（朝山町）、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）
大社地域	遙堪地区、鵜鷺地区

〔*〕 塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添2参照）

- ・ 情報収集事態
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、U P Z及びU P Z外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力し実施する。（別添3参照）

第8節 防災関係機関の防災事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、出雲市地域防災計画第1章3節に定める「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

出雲市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
出 雲 市	1. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関する こと 2. 災害時の通信連絡網、連絡体制の整備に関する こと 3. 市災害対策本部等の設置に関する こと 4. 災害状況の把握及び情報伝達等に関する こと 5. 住民の退避・避難、立入制限、救助等に関する こと 6. 広域避難にかかる避難所の運営に関する こと 7. 原子力災害にかかる防災資機材の整備に関する こと 8. 汚染飲食物の摂取制限等に関する こと 9. 緊急輸送及び必需物資の調達並びに飲料水・食糧、生 活必需品の供給に関する こと 10. 県の環境放射線モニタリングに対する協力に関する こ と 11. 県の汚染物質の除去に対する協力に関する こと 12. 災害の各種資料の収集、整理及び保存に関する こと 13. 緊急時における国・県等との連携に関する こと 14. 制限措置の解除に関する こと 15. 原子力災害に関する総合調整に関する こと	総 務 部 防災安全課
	16. 広域避難に係る緊急輸送の確保に関する こと	財 政 部
	17. 災害時要援護者等の避難の支援に関する こと 18. 福祉施設の避難の支援に関する こと 19. 福祉施設が策定する避難計画の支援に関する こと	健康福祉部
	20. 水道及び下水道施設の防災管理、事後対策に関する こ と 21. 被災地における飲料水の確保に関する こと	上下水道局
	1. 公立学校等に対する放射線等に係る知識の普及及び原 子力防災に係る指導等に関する こと 2. 公立学校等の児童生徒の安全対策に関する こと 3. 退避等に係る施設使用の協力に関する こと 4. 災害時における避難先での学校の運営に関する こと	教 育 部 教育政策課 学校教育課
	1. 原子力災害時の医療救護活動に関する こと 2. 緊急時医療センターの支援に関する こと 3. 入院患者の避難支援・避難先の確保に関する こと 4. スクリーニングに関する こと	病院総務課

消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
出 雲 市 消 防 本 部	1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する こと 2. 緊急時医療センターの支援に関する こと 3. 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する こと	消防総務課

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
	4. 消防防災・救急活動に関すること	
出 雲 市 消 防 団	1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること	出雲市消防本部警防課

島根県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
島 根 県	1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること 2. 通信連絡網の整備に関すること 3. 環境放射線モニタリング設備・機器の整備に関すること 4. 防護資機材の整備に関すること 5. 緊急被ばく医療設備・機器・資材の整備に関すること 6. 環境条件の把握に関すること 7. 平常時環境放射線モニタリングに関すること 8. 県災害対策本部の設置に関すること 9. 災害状況の把握及び伝達等に関すること 10. 放射性物質による汚染状況調査に関すること 11. 緊急時環境放射線モニタリングに関すること 12. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等に関すること 13. 緊急被ばく医療活動に関すること 14. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること 15. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 16. 汚染物質の除去に関すること 17. 制限措置の解除に関すること 18. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること 19. 松江市及び周辺3市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言に関すること 20. スクリーニングに関すること	原子力安全対策課
出 雲 警 察 署	1. 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること 2. 立入り等の制限措置及び解除に関すること 3. 緊急時防護措置を準備する区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること	地 域 課

指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
中国管区警察局	1. 管区内各警察の指導、調整に関すること 2. 警視庁及び他管区警察局との連携に関すること 3. 関係機関との協力に関すること 4. 情報の収集及び連絡に関すること 5. 警察通信の運用に関すること	広域調整第二課
中国四国防衛局	1. 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関すること	企画部地方調整課 地方協力確保室
中国財務局 (松江財務事務所)	1. 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金 地方資金の貸付に関すること	総 務 課

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
	2. 金融機関等に対する特別措置の指示に関する事 3. 国有財産の無償貸付等に関する事 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事	
中国 四 国 厚 生 局	1. 独立行政法人国立病院機構との情報共有並びに密接な連携に関する事	総 務 課
中国 四 国 農 政 局	1. 農林畜産物等の安全確認のための調査への助言及び協力に関する事 2. 原子力災害時における食料等の支援に関する事 3. 農林漁業関係金融機関への金融業務の円滑な実施のための連絡調整等に関する事	企画調整室
近畿中国森林管理局	1. 災害対策に必要な国有林木材の供給に関する事	企画調整課
中国 経 済 産 業 局	1. 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関する事 2. 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関する事 3. 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関する事 4. 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課
中国 地 方 整 備 局	1. 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置	企画部防災課
中 国 運 輸 局	1. 自動車運送業に対する運送命令に関する事 2. 船舶運航業者に対する運航命令に関する事 3. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事	島根運輸支局輸送担当、 総務企画担当
大 阪 航 空 局	1. 災害時における航空輸送の調査及び指導に関する事 2. 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整に関する事	出雲空港出張所 管制情報官
第八管区海上保安本部	1. 海上における安全確保、船舶交通の規制に関する事 2. 海上モニタリングの支援に関する事 3. 海上における緊急輸送の確保に関する事	救 難 課
大阪管区气象台	1. 気象状況等の把握、解析に関する事 2. 緊急時モニタリングセンター等への支援に関する事	松江地方气象台
中国 総 合 通 信 局	1. 非常無線通信の確保に関する事	無線通信部陸上課
	2. 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事	
	3. 非常事態における有線電気通信の確保に関する事	情報通信部電気通信事業課
	4. 災害対策用移動電源車の貸与に関する事	総務部総務課
島 根 労 働 局	1. 産業災害防止についての監督、指導に関する事 2. 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての監督指導に関する事 3. 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導に関する事	総務部総務課

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
	4. 被災により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握離職者の早期再就職へのあっ旋の実施に関する事 5. 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関する事 6. 被災事業主に対する特別措置等の実施に関する事	
中四国地方環境事務所	1. 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関する事 2. 災害時における環境省本省との連絡調整に関する事	総 務 課

自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
航空自衛隊第3輸送航空隊	1. 緊急輸送の支援に関する事	防衛部運用班
海上自衛隊舞鶴地方総監部	1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関する事 2. 海上モニタリングの支援に関する事	防衛部第三幕僚室
陸上自衛隊中部方面総監部	1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関する事 2. 空中モニタリングの支援に関する事	防衛部防衛課

指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
日 本 郵 政 (株) 松江中央郵便局	1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関する事 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に関する事 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関する事 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡易積立金の短期融資に関する事	業務企画室
西日本旅客鉄道(株)米子支社	1. 鉄道及び陸路による緊急輸送の確保に関する事	総務企画課
日本貨物鉄道(株)関西支社	1. 鉄道による緊急輸送の確保に関する事	米子営業支店
西日本電信電話(株)島根支店	1. 電気通信施設の整備と防災管理及び応急復旧に関する事 2. 緊急を用意する電話通話の取扱いに関する事	設備部災害対策室
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関する事	カスタマーサービス総務課
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事 2. 災害非常通信の確保に関する事	販売企画担当 (総括担当)

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
	3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事 4. 緊急速報メールに関する事	
K D D I (株)	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関する事	管 理 部
ソフトバンクテレコム(株)	2. 緊急速報メールに関する事	—
ソフトバンクモバイル(株)		—
日 本 銀 行	1. 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関する事	松 江 支 店
日 本 赤 十 字 社	1. 緊急時医療センターの支援に関する事 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事	島根県支部事業推進課
独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック事務所	1. 医療、助産等救護活動の実施に関する事	中国四国ブロック事務所
日本放送協会(NHK)	1. 災害応急対策等の広報活動に関する事	松江放送局放送部
西日本高速道路(株)	1. 道路等の防災管理及び災害復旧に関する事 2. 災害救助等災害緊急車両の通行に伴う料金免除の取り扱いに関する事	保全サービス 総 括 課
日 本 通 運 (株)		松 江 支 店
福山通運(株)		—
佐川通運(株)	1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事	—
ヤマト運輸(株)		—
西濃運輸(株)		—
(独)日本原子力開発機構	1. 緊急時モニタリングの支援に関する事 2. 専門家の派遣に関する事 3. スクリーニングの支援に関する事 4. 住民等からの問い合わせ対応(放射線安全に関する対応)の支援に関する事	原子力緊急時支援・ 研修センター
(独)放射線医学総合研究所	1. 緊急被ばく医療活動に関する事 2. 専門機関との連携強化に関する事 3. 専門家の派遣に関する事 4. 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関する事 5. 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関する事 6. 住民相談窓口の設置等に関する事 7. 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関する事	企画部企画課
中 国 電 力 (株)	1. 発電所の安全性の確保に関する事 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関する事 3. 環境放射線の把握に関する事 4. 防災活動体制の整備に関する事 5. 防災業務設備の整備(放射線(能)観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等)に関する事	島根原子力本部

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
	6. 異常時における通信連絡体制の整備に関する事 7. 汚染拡大防止措置に関する事 8. 県、松江市及び関係周辺 3 市の実施する原子力防災に関する積極的な全面協力に関する事	

指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連 絡 窓 口
山 陰 放 送 (株)	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関する事	松 江 支 社
山陰中央テレビジョン放送(株)		報道製作局報道部
日本海テレビジョン放送(株)		松 江 本 社
(株) F M 山 陰		放 送 部
出雲ケーブルビジョン(株)	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関する事	制 作 課
ひらた CATV(株)		番組制作課
一般社団法人出雲医師会	1. 災害時における医療救護活動に関する事	事 務 局
公益社団法人島根県看護協会	1. 災害時における医療救護活動に関する事	事 務 局
一 畑 電 車 (株)	1. 鉄道による緊急輸送の確保に関する事	運輸部営業課
一 畑 バ ス (株)	1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事	管 理 部
出 雲 ガ ス (株)	1. ガス施設等の防災管理と災害復旧に関する事 2. 都市ガスの供給に関する事	設 備 部
島根県LPガス協会	1. LPガス施設等の防災管理と災害復旧に関する事 2. LPガスの供給に関する事	出 雲 支 部
島根トラック協会	1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事	総務企画部

原子力規制庁

機 関 名	機 関 等 名	処理すべき事務又は業務の大綱
島根原子力規制事務所	原子力保安検査官	1. 発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等に関する事 2. 特定事象発生後の施設の状況確認に関する事
	原子力防災専門官	1. 防災計画策定等に対する指導助言等に関する事 2. 中国電力(株)の防災業務計画等に対する指導、助言等に関する事 3. 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等に関する事
	地方放射線モニタリング対策官	1. 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等に関する事

公共的団体

上記以外の公共的団体において処理すべき事務又は業務の大綱は、出雲市地域防災計画第 1 章総則第 3 節「防災関係機関の防災事務又は業務の大綱」による。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 中国電力㈱の防災業務計画に関する意見陳述及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 市は、中国電力㈱が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、意見を文書で回答する。

(2) 市は、中国電力㈱が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、発電所の原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合にはこれを受理する。

第3節 現地確認

市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、中国電力㈱に対して報告を求め、又は市の職員を発電所に派遣して、現地確認させる。

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

市は、次に掲げる事項について、原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官と連携を図る。

- ① 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- ② 発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- ③ 防災訓練の実施
- ④ オフサイトセンターの防災拠点としての活用
- ⑤ 発電所の周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達
- ⑥ 事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応
- ⑦ 緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングへの協力

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力㈱その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の確保を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、中国電力㈱、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ① 中国電力（株）からの連絡を受信する窓口
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法
- ④ 関係機関への指示連絡先

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会〔*〕と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

〔*〕 非常通信協議会とは、電波法第74条の2の規定により、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関をいう。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び中国電力(株)と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付ける。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部に適切に備え付ける。

<整備を行うべき資料>

① 発電所に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ その他必要な資料

② 社会環境に関する資料

ア 周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、災害時に要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 緊急被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関に関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料

イ モニタリングポスト配置図

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

ア 発電所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

イ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 市の避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載したもの）
- イ 避難所における運用マニュアル

3. 通信手段・経路の多様化等

市は国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行い、その操作方法等について習熟しておく。

① 市防災行政無線の整備

市は、防災行政無線について、同報系防災無線未設置地域の解消に努める。

② 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の活用にも努める。

④ 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

⑤ 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を行う。

⑥ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる災害応急体制整備に努める。

なお、各機関等が実施することが想定される措置等については、別添4のとおりとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（1）警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは中国電力㈱から協定第9条に基づく異常時の連絡を受け、防災安全管理監が安全確認等を行う必要があると認めたときは、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。なお、マニュアル等の作成にあたり、オフサイトセンターへの職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官等と調整をするものとする。

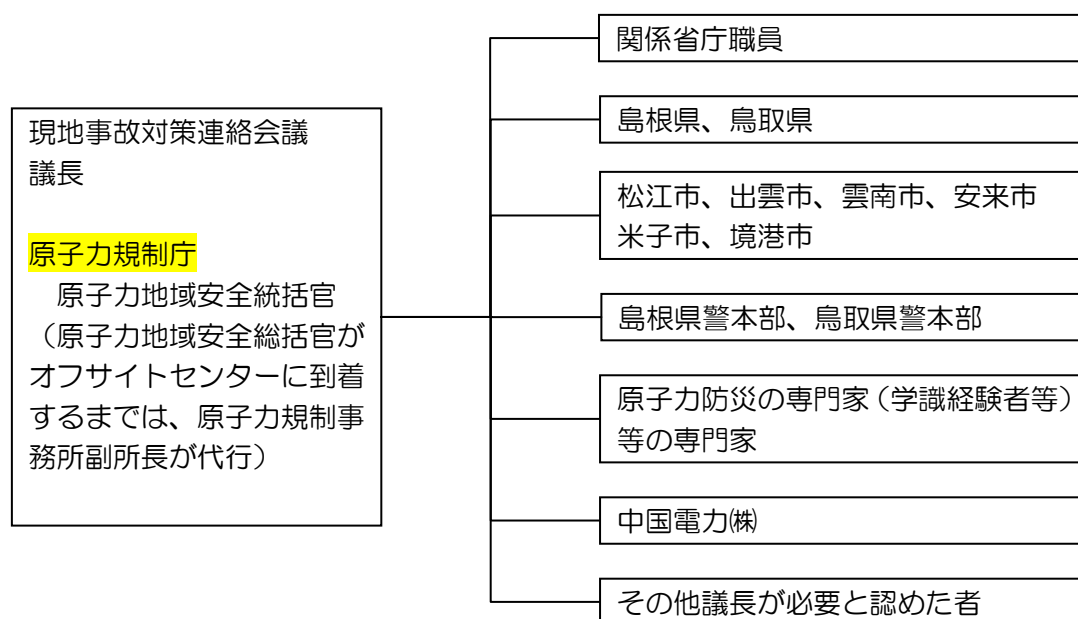
（2）オフサイトセンターにおける市の体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける市ブースの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制等について定めておく。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

現地事故対策連絡会議の構成



2. 災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、又は市長が必要と認めた場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、必要に応じて、オフサイトセンターに設置する市のオフサイトセンター現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

① 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所

原則として市災害対策本部は市庁舎内に、現地災害対策本部はオフサイトセンターに設置する。

② 職務権限

本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他の取扱いについては、本市緊急事態等対処計画第2部第3章「組織体制の強化推進」の規定を準用する。

③ 参集配備体制

参集配備体制については、発電所の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえて定める。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会[*]に参画する。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び発電所の代表者から権限を委任された者から構成され、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、市、関係機関及び中国電力(株)等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

[*] 原子力災害合同対策協議会とは、原子力緊急事態宣言があったときに、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態宣言に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策会議を組織する。
(原子力災害対策マニュアル)

4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

5. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとし、国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力(株)、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市消防本部は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めるとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、応援協定の締結については、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結についても考慮する。

合わせて、中国電力㈱との緊急時における協力の内容については、中国電力㈱が原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項がある場合には、協定や覚書などにより予め定めておく。

8. オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

9. モニタリング体制等

市は、県が設置する島根県モニタリング本部が実施する平常時モニタリングの強化及び国の統括のもと設置される緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

10. 専門家の派遣要請手続き

市は、発電所より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

派遣要請は、原災法施行令第5条の規定により、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

11. 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等に

において、国、県、指定公共機関、中国電力(株)と相互の連携を図る。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県及び中国電力(株)の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。なお、避難計画については、県、及び関係市と、それぞれの整合性を図る。また、予防的防護措置準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOIL[*]に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

また、地域コミュニティを維持することが避難対応や避難所生活に重要であるとの認識から、コミュニティセンター単位を基本として避難先を設定する。なお、避難ルート、スクリーニングポイント、避難経由所、避難所運営方法等、具体的な内容については、国及び県が中心となって避難先市町との調整を図る。

[*] OIL（Operation Intervention Level）とは、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル。
（原子力災害対策指針）

2. 避難所等の整備等

市は、避難所、資機材及び車両等の整備、物資の備蓄等については、次の各号に定めるもののほか、原則として、地域防災計画第2章「災害予防に関する計画」による。

（1）避難所等の選定

市は、広域避難にあたっての地区内の集合場所（一時集結所）等をあらかじめ選定するとともに、県、避難先自治体と調整の上、広域避難にあたっての避難先自治体の目的地（避難経由所）及び避難所を公民館、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難先自治体の同意を得てあらかじめ選定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、広域福祉避難所を選定するよう努める。

（2）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、国及び県の全面的な協力のもと、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

（3）コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

（4）広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公

共同体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の供給体制等の整備

応急仮設住宅等の整備については、本市地域防災計画第3章第9節「応急仮設住宅の整備及び住宅の応急対策計画」の規定による。

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

避難所における設備等の整備については、地域防災計画第3章第5節第6「避難所の開設」による。

市は、原子力緊急事態においては、県と連携し、避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

物資の備蓄については、本市地域防災計画第3章第7節「生活必需品供給計画」によるものとし、市は県と連携し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

要配慮者の避難誘導等については、次の各号に定めるもののほか、原則として、本市地域防災計画第2章「災害予防に関する計画」による。

(1) 市は、県の協力のもと、要配慮者への対応を強化するため、要配慮者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導・安否確認等を行うための体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

(2) 市は、平時より避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、出雲市社会福祉協議会、地区災害対

策本部等に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずる。

(4) 市は、県の協力のもと、避難行動要支援者に含まれない要配慮者に関する情報の共有に努めるとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

(5) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(6) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

なお、第3章に掲げる異常時等の発生時には保護者への引き渡しを開始するなど、早期の対応を行う。

5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市及び関係周辺市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合においては、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、県、避難先自治体と連携し、避難先自治体に開設した避難所以外に避難した住民を把握する仕組みの構築に努める。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県、避難先自治体と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供することができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の

県及び市町村が共有する仕組みを整備する。

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合に備え、国、県と連携して、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

9. 避難所等・避難方法等の周知

市は、一時集結所（緊急集合場所）、避難所、広域避難先、避難方法、スクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。また、市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、住民等に対して具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画を周知する。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2. 出荷制限、摂取制限の確保

市は県と協力し、出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いて整備に努める。また、市の道路管理者は、県及び県警察本部と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報版などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材の整備

救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備については、次の各号に定めるもののほか、出雲市地域防災計画第2章第13節「その他災害予防に関する計画」による。

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市消防本部は、整備すべき資機材に関する情報提供等を国から受け、県と協力して、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2. 救助・救急機能の強化

市消防本部は、国、県及び中国電力㈱と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3. 緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等緊急被ばく医療について可能な限り協力し、体制の整備を図る。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、UPZ内にあって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行う。

6. 物資の調達、供給活動

物資の調達及び供給については、次の各号に定めるもののほか、地域防災計画第3章第3節「食料供給計画」による。

- (1) 市は国、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、その供給のための計画を定める。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民等への的確な情報伝達体制の整備については、地域防災計画第3章第4節「広報公聴計画」によるものとし、あらかじめ次の措置を講じる。

- (1) 市は国及び県と連携し、情報収集事態又は、警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応等に応じた具体的な内容を整理しておく。
- (2) 市は、国、県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保し、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、施設及び装備の整備を図る。

(3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

(4) 市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び県と連携し、要配慮者に対して、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、出雲市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、周辺住民、地区災害対策本部等の協力を得て、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第13節 行政機関の業務継続体制の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い市の通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市庁舎の退避先をあらかじめ定めておくなど業務継続性の確保に努める。

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、一時集結所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動などに関すること
- ⑩ 飲食物の摂取制限に関すること
- ⑪ その他必要事項

(2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市は、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

(4) 市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

(5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世

に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県の支援のもと、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

（1）市は、国、県、中国電力㈱等関係機関の支援のもと、

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民避難訓練（要配慮者を想定した避難訓練を含む。）
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画を県と共同で策定する。

（2）市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の計画を作成する際には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等、原子力緊急事態の内容を具体的に想定した訓練の実施計画の企画立案に参画する。

2. 訓練の実施

（1）要素別訓練等の実施

市は、実施計画に基づいて、国、県、中国電力㈱等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、中国電力㈱等と連携して総合的な防災訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、中国電力㈱の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態の内容を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価及び訓練参加住民のアンケート等により、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に努め、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬）

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、中国電力㈱と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、中国電力㈱等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

(4) 市は、所管する行政区域内で核燃料物質等の運搬の事故発生したときは、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第 18 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、中国電力㈱から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合〔*〕であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び松江市をはじめ、県、関係周辺3市、鳥取県、境港市、米子市（以下「関係地方公共団体」という。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、中国電力㈱から、協定第9条に基づく異常時の連絡があった場合、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力㈱により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制確立等必要な体制をとるよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。
- ② 市は、中国電力㈱から、協定第9条に基づく異常時の連絡があった場合、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。
指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整する。

(3) 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに本市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に通報すると

ともに、文書をファクシミリで送付することとされている。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、本市をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、県、県警察本部に連絡することとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設緊急事態要避難者の避難実施、施設緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外を含む地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。
- ③ 市は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。なお、指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整する。
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市をはじめ国、県、その他関係地方公共団体に連絡することとされている。

（３）県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- ① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行い、その原因の解明に努めるとともに、必要に応じて立入調査を行い、市に対してその状況を連絡することとされている。
- ② 市は、モニタリングポストが測定異常値を観測した旨の受けた場合は、直ちに関係部に情報を伝達し、情報の共有を図る。

２．施設敷地緊急事態応急対策等活動情報の連絡

（１）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 発電所は、本市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、本市、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部及び原子力防災専門官等に施設の状況、発電所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- ② 市は、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、発電所等から連絡を受けた事項、発電所の応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、応急対策活動の状況等を随時連絡する。

（２）全面緊急事態における連絡等（全面緊急事態の発生、原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、

松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

- ② 原子力委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。また、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともにＰＡＺを含む市及び県に対しては、ＰＡＺ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うとともに、ＵＰＺ内を含む地方公共団体に対しては、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保）を行うこと、ＵＰＺ内から避難してきた住民等の受入れや、ＵＰＺ内で行う防護措置の準備への協力を要請することとされている。

市は、国の現地対策本部、県、指定公共機関、松江市、関係周辺市、鳥取県等指定地方公共機関及び中国電力(株)その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。
- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ中国電力(株)、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに県防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

第3節 活動体制の確立

1. 市の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

① 注意体制

市は、中国電力(株)から協定第9条に基づく異常時の連絡を受けた場合、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、関係職員及び関係課による注意体制に入り、事象の状況把握に努める。また、必要と認めたときは、県と連携を図りながら、協定第10条に基づき、現地確認を行う。

② 警戒体制

市は、中国電力(株)から協定第9条に基づく異常時の連絡を受け、防災安全管理監が安全確認等を行う必要があると認めた時、原子力規制委員会から連絡があった場合など、

警戒事態の発生を認知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力㈱等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒体制をとり、原子力防災専門官、発電所等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに市職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

④ 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策活動の状況等について当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 市災害対策本部の設置等

① 市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても原子力防災対策上必要と認められるとき、又は全面緊急事態発生 of 通報が発電所の原子力防災管理者からあった場合、その他市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。

さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者をオフサイトセンターへ派遣し、これを長とする現地災害対策本部を設置する。

② オフサイトセンターに派遣する職員

第1順位 防災を所管する副市長

第2順位 副市長

第3順位 総務部長

③ 現地事故対策連絡会議機能班に派遣する職員

市は、機能班として広報班、放射線班、住民安全班のほか、必要な人員をオフサイトセンターに派遣する。

市災害体制の設置基準

区分	体制決定者	人員	設置基準	主な処理事項
【注意体制】 (1次体制)	防災安全管理監	防災安全管理監が必要と認めた課の職員	・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があったとき ・情報集事態の発生を認知したとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起 3. 発電所への職員派遣
【警戒体制】	副市長	防災安全管理監が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があり、防災安全管理監が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき ・警戒事態の発生を認知したとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部（自主防）への情報提供
災害対策本部 第1次 災害体制	市長	防災安全管理監が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	・施設敷地緊急事態の通報を受けたとき ・施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部（自主防）設置要請 5. 地区担当職員出動 6. 住民広報 7. 相談窓口開設 8. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備 9. 避難所運営班出動準備 10. OFCへ副市長派遣 11. OFCへ職員派遣 12. 体制移行準備
災害対策本部 第2次 災害体制	市長	全職員	・全面緊急事態の発生の通報を受けたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 一時集結所担当・避難 3. バス添乗職員出動 4. 避難所運営班出動 5. 避難状況確認 6. 安否確認 7. 住民広報 8. 拳市的災害対策 9. 相談窓口開設

- ④ 市災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。
- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 国の原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 市災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

市災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法及び所掌事務等は、別表のとおりとする。

市災害対策本部が設置された場合の災害体制別の動員計画は、別に定める。

市災害対策本部及び支部の事務分掌表

(災害対策本部の事務分掌)

名 称	事務分掌
防災安全管理監	① 危機管理の総括に関すること ② 市災害対策本部の設置・運営と各部及び緊急対策チーム員との総合調整に関すること ③ 出雲市防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること
事務局 (総合調整担当) 防災安全課	① オフサイトセンター及び原子力合同対策協議会に関すること ② 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること ③ 強制権の発動及び広域的な避難に関すること ④ 本部長命令の伝達に関すること ⑤ 発電所への現地確認等に関すること ⑥ 防護対策の企画調整に関すること ⑦ 緊急時モニタリングへの協力に関すること ⑧ モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑨ 出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議の開催に関すること ⑩ 地区担当者の派遣及び関係部並びに支所本部からの支援職員の受け入れ等に関すること ⑪ 本部の庶務に関すること ⑫ 消防署、消防団との連絡に関すること ⑬ 原子力災害に関する総合調整に関すること

部	班	事務分掌
総務部 (長) 総務部長 (副) 総務部次長	総務班 (長)総務課長 人権同和政策課	情報統括担当(総務課・人権同和政策課) ① 原子力災害等にかかる緊急事態関連情報の収集及び伝達に関すること ② 応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関すること ③ 島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関すること ④ 各部、支所本部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関すること ⑤ 備蓄物資の活用に係る総合調整に関すること ⑥ 地域防災拠点等の運営に関すること。 ⑦ 通信機器等の保全に関すること ⑧ 防災行政用無線の統制に関すること ⑨ 災害等臨時市民総合窓口の開設及び「緊急問い合わせ」に関すること ⑩ 災証明に関すること
	人事班	① 職員の非常招集に関すること ② 職員の動員状況の集約に関すること

部	班	事務分掌
	(長)人事課長	③ 職員の安否確認及び被災状況の集約に関する事 ④ 応援職員の確保及び配置に関する事 ⑤ 職員のローテーション計画に関する事 ⑥ 職員動員に伴う勤務条件等に関する事 ⑦ 職員の被ばく管理及び公務災害補償に関する事 ⑧ 本部要員の装備用具に関する事 ⑨ 原子力防災資機材の確保に関する事
	応援班 (長)出納室長 議会事務局 監査委員事務局	① 他部及び支部並びに他班の支援に関する事 ② 市議会議員への情報提供に関する事
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 他の班の所管に属さない事
総合政策部 行政改革部 (長) 総合政策部長 (副) 行政改革部長	情報広報・国際班 (長)政策企画課長 行政改革部 広報情報課 自治振興課 縁結び定住課	情報収集処理担当（政策企画課：行政改革部） ① 各種情報の収集・整理・分析に関する事。 ② 整理分析した情報の総務班及び各班への伝達に関する事。 ③ 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事。 ④ 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事。 ⑤ 緊急時広報の総括に関する事 広報報道担当（広報情報課） ① 報道機関との連絡調整に関する事。 ② 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整及び記者発表に関する事。 ③ 報道機関からの情報収集に関する事。 ④ 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事。 ⑤ 記録写真に関する事。 ⑥ 事件等の緊急事態情報等のホームページ、インターネット等への情報発信に関する事。 国際担当（国際交流室） ① 海外からの支援に係る連絡調整に関する事。 ② 在住外国人対応に関する事 ③ 外国語の通訳・翻訳関係に関する事。 ④ 外国人の避難支援に関する事。
	交通班 (長)交通政策課長	交通担当（交通政策課） ① 交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関する事。 ② 交通機関運行状況、代替輸送等の情報収集及び広報（ホームページ掲載等）に関する事。 ③ 運行現場における被害状況の把握に関する事。 ④ 避難用等緊急輸送バス等の車両確保に関する事。 ⑤ 運行路線安全確認、救援物資等の輸送に係る通行の確保及び本部、支所本部との連絡調整に関する事。 ⑥ 非常警備及び事件等に伴う犯罪・盗難等の防止に関する事。（警察連携）
	秘書班 (長)秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ② 見舞者の接遇に関する事。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。
財政部 (長)	調査班 （避難支援班）	① 被害調査の取りまとめに関する事 ② 住家等被害状況の報告に関する事 ③ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事。（住家被害

部	班	事務分掌
財政部長 (副) 財政部次長	(長)市民税課長 資産税課 収納課	認定調査等) 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	経理・車両・調達班 (長)財政課長 管財契約課 会計課	経理担当(財政課) ① 事件等被災対策費の経理に関すること。 ② 対策本部で使用する物品の調達に関すること。 ③ 庁舎管理及び電話交換業務に関すること。 ④ 被災時における国有財産等の無償貸付に関すること。 車両担当(管財契約課) ① 民間自動車その他輸送手段の調達に関すること。 ② 市有自動車の配車に関すること。 調達担当(会計課) ① 避難所等における食料など全ての物資の調達と保管搬送の調整に関すること。 ② 食料・救援物資等の受入れ、仕分け、保管配送の調整に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。
健康福祉部 (長) 健康福祉部長 (副) 子育て調整監	避難所運営班 (避難支援班) (長)福祉推進課長 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 保険年金課 市民課	避難所運営担当 ① 避難所の選定・開設・管理運営全般に関すること。 ② 避難所の誘導及び駐車場整理に関すること。 ③ 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金の収受、配分に関すること。 ⑤ 災害救助法の適用及び実施に関すること。 ⑥ 避難行動要支援者の避難に関すること。 ⑦ 避難者の安全確保に関すること。 ⑧ 障がい者・高齢者等の特別避難場所としての受入体制の確保に関すること。 ⑨ 避難者の援護に関すること。 ⑩ 避難者等からの要望調査に関すること。 ⑪ 社会福祉施設・保育園等への防災情報の提供に関すること。 ⑫ 避難所の状況に係る保健所(地域医療対策会議)への情報伝達に関すること。 ⑬ 身元不明の遺体の処置に関すること。 ⑭ その他所管事務に関すること。 ⑮ 園児の避難等に関すること。 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	公衆衛生班 (長)健康増進課長	保健担当 ① 遺体の検案に係る連絡調整に関すること。 ② 感染症対策、防疫活動に係る連絡調整に関すること。 ③ 防疫広報に関すること。 ④ 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れ計画に関すること。 ⑤ 避難所等での保健指導に関すること。 ⑥ 避難所での精神保健医療相談計画に関すること。 ⑦ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること。
	医療救護班 (長)医療対策室長	医療救護担当 ① 医療救護所、仮設救護所等の設置、管理運営及び運営状況の把握に関すること。 ② 医療救護所等への医療救護班派遣に係る保健所(地域医療対策

部	班	事務分掌
		会議）及び医師会との調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況に係る保健所（地域医療対策会議）からの 情報収集に関する事 ④ 医療機関等への防災情報の提供に関する事 ⑤ 安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事 ④ 被災者に対する老人保健医療、医療費助成の支払いに関する事 ⑤ 福祉施設利用者の安全の確保に関する事 ⑥ 福祉施設利用者の援護に関する事
市民文化部 (長) 市民文化部長 (副) 市民文化部次長	ボランティア班 (長)市民活動支援課 長	① ボランティアの受入れ体制の確立及び協力体制に係る情報収 集及び連絡調整に関する事 ② 地域住民組織との連絡調整に関する事
	避難広報班 (長)文化スポーツ課 長 文化財課 出雲中央図書館	① 避難広報（広報車・無線系・有線系等全ての広報手段）、誘導 に関する事 ② 避難所、避難者への情報提供に関する事 ③ 文化、スポーツ施設利用者の防護対策に関する事
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事
経済環境部 (長) 経済環境部長 (副) 環境政策調整監	環境・衛生班 (避難支援班) (長)環境政策課長 環境施設課	① 清掃整理、発災に伴う廃棄物の処理に関する事 ② 消毒の実施及び衛生に係る連絡調整に関する事 ③ 防疫用薬剤、器材等の調達に関する事 ④ 生活用水及び食品の衛生確保に関する事 ⑤ 災害応急井戸の情報提供に関する事 ⑥ 動物の保護収容及び治療計画に関する事 ⑦ 指定動物の飼育状況の安全確認に関する事 ⑧ 平常時における有害化学物質等の取扱施設等に係る資料提供 に関する事 ⑨ 防御活動に係る助言に関する事 ⑩ 発災時における発災施設の概要に係る情報提供に関する事 ⑪ 事件等の緊急事態により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大 防止に関する事 ⑫ 工場・事業所の排水処理施設等の調査及び緊急対策の指導に関 する事 ⑬ 県が行うモニタリングの協力に関する事 斎場担当 ① 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関する事 ② 墓地・霊堂の管理保全に関する事 ③ 遺体安置所の運営状況の把握に関する事 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関する事 ② 避難所、避難者への情報提供に関する事
	商工観光班 (避難支援班) (長)産業振興課長 観光交流推進課	① 商業・工業・観光施設関係等の被害状況の把握に関する事 ② 商業・工業・観光施設関係等に対する風評被害対策に関する事 ③ 観光客等一時滞在者の被災状況の把握に関する事 ④ 商業・工業・観光関係の住民相談対応に関する事 避難支援班担当

部	班	事務分掌
	商工労働課	① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。
農林水産部 (長) 農林水産部長 (副) 農林水産部次長	農林水産班 (避難支援班) (長)農林基盤課長 森林政策課 農業振興課 水産振興課 農業委員会事務局	① 農林水産物、畜産物の被害状況の把握に関すること。 ② 農林水産物畜産物の摂取及び出荷の制限に関すること。 ③ 農林水産物、畜産物の流通対策に関すること。 ④ 生鮮食料品等の確保、供給及び流通対策に関すること ⑤ 農林水産物、畜産物の風評被害対策に関すること。 ⑥ 漁業船舶レジャー船舶への緊急時広報に関すること ⑦ 農協、漁協等との連絡調整に関すること 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。
都市建設部 (長) 都市建設部長 (副) 都市計画調整監	道路河川班 (避難支援班) (長)道路河川維持課長 道路建設課 地籍調査課 建設企画課	① 市道の交通規制に関すること。 ② 道路交通の確保に関すること。 ③ 避難のために通行する道路の選定、確保に関すること。 ④ 交通規制の市民への周知に関すること 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	建築班 (避難支援班) (長)建築住宅課長 都市計画課 まちづくり推進課	① 市有建物の被害状況の把握に関すること。 ② 市有建物に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。 ③ 応急対策用資材の調達に関すること。 ④ 応急仮設住宅に関すること。 ⑤ 建物危険度判定の実施及び建物、市営住宅相談対応に関すること。 ⑥ 応急危険度判定士の受入れ及び組織編制に関すること。 ⑦ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関すること。 ⑧ 公園緑地等の被害状況の把握に関すること。 ⑨ 公園緑地等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。 ⑩ 宅地に係る被害情報の収集に関すること。 ⑪ 宅地判定士、判定調査員の受入れ及び組織編制に関すること。 ⑫ 宅地危険度判定の実施及び住民相談対応に関すること。 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

部	班	事務分掌
上下水道部 (長) 上下水道局長 (副) 上下水道局次長	水道班 (長)水道営業課長 水道施設課	① 水質の情報収集に関すること ② 飲料水源の被害状況の把握に関すること。 ③ 飲料水の給水対策に関すること。 ④ 水道関係の住民相談対応に関すること。 ⑤ 飲料水源の確保及び使用規制に関すること。 ⑥ 被害地区及び給水不能地区への応急給水に関すること。 ⑦ 配水施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。 ⑧ 市内配水施設等の漏水防止計画、調査研究及び漏水防止工事に 関すること。 ⑨ 復旧資材（備蓄資材）等の調達・保管に関すること。 ⑩ 取水、導水、浄水及び送水量の確保並びに調達に関すること。 ⑪ 水質の検査に関すること。
	下水道班 (長)下水道管理課長 下水道建設課	① 下水道施設の被害状況の調査把握に関すること。 ② 下水道施設に係る緊急対策に関すること。 ③ 下水道台帳の確保に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 他都市等への協力要請に関すること。 ④ 緊急対策活動の広報及び報道機関との連絡に関すること。 ⑤ 自動車の調達に関すること。 ⑥ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。 ⑦ 他の班の所管に属さないこと。
教育部 (長) 教育部長 (副) 危機管理幹 （教育部次長）	教育班 (長)教育政策課長 学校教育課 児童生徒支援課 教育施設課	① 学校等との連絡調整に関すること。 ② 児童・生徒の避難等に関すること。 ③ 教育施設関係等の被害状況の把握に関すること。 ④ 教育施設関係等の災害応急対策に関すること。 ⑤ 避難所の供与に関すること。 ⑥ 避難所の管理・運営の協力に関すること。 ⑦ 被災児童・生徒の育英奨学に関すること。 ⑧ 島根県教育委員会等の関係教育機関等への報告及び連絡調整 に関すること。 ⑨ 学校施設等への防災情報の提供に関すること。
	避難所運営支援 班 (長)学校給食課 出雲科学課	① 生活必需品の把握、配給に関すること。 ② 食糧の配給、炊出しに関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 他の班の所管に属さないこと。
医療部 (長) 総合医療センター院 長 (副) 総合医療センター副 院長 (副) 総合医療センター事 務局長	医療部 (長)事務局長	① 他の医療機関との連絡調整に関すること。 ② 総合医療センターにおける災害対応医療に関すること。 ③ 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。 ④ 医薬品、器材等の調達に関すること。 ⑤ 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関すること。 ⑥ 入院患者及び負傷者等の安全確保に関すること。 ⑦ 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。 ⑧ 安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

部	班	事務分掌
消防部 (長) 消防長 (副) 消防次長 (副) 消防団長	消防本部 (長)消防次長	① 消防活動に関すること。 ② 災害救助、救急の総括に関すること。 ③ 消防活動に関すること。 ④ 住民の防護、避難誘導に関すること。 ⑤ 消防車両による緊急時広報に関すること ⑥ 避難済み区域の警戒巡視に関すること ⑦ 救助搬送に関すること。 ⑧ 救急活動に関すること。 ⑨ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関すること。 ⑩ 火災警報の発令に関すること。 ⑪ 警戒巡視に関すること。 ⑫ 消防団に関すること。 ⑬ 消防団の出動及び活動に関すること。 ⑭ 消防本部長及び副本部長の伝令に関すること。 ⑮ 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 ⑯ 部内各班の連絡調整に関すること。 ⑰ 本部、支所本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 ⑱ 他都市等への協力要請に関すること。
	消(水)防団 (長)消防団長	① 消防活動に関すること。 ② 水防活動に関すること。 ③ 避難広報に関すること。 ④ 避難誘導に関すること。(避難所運営班・教育班の支援) ⑤ 救助活動に関すること。 ⑥ 警戒巡視に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。
消防部 消防署 (長) 各消防署長(次長) (副) 副署長		① 消防活動に関すること ② 避難誘導に関すること(総務班の支援) ③ 救助活動に関すること ④ 救急活動に関すること ⑤ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に ⑥ 避難済み区域の警戒巡視に関すること ⑦ 水防活動に関すること ⑧ 避難広報に関すること ⑨ 消防(水防)団の出動及び活動に関すること
各部庶務担当共通事項		① 部の庶務に関すること。 ② 本部各班及び支所本部との連絡に関すること。 ③ 本部及びその他関係機関等との連絡に関すること。 ④ 部職員の動員に関すること。 ⑤ 部職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 ⑥ 部関連被害状況の集約に関すること。 ⑦ 部緊急対策活動の集約に関すること。 ⑧ 所管施設の管理保全に関すること。 ⑨ その他特命事項に関すること。
現地対策本部 (長) 現地災害対策本部長		① 現地の被害状況の把握及び本部への連絡に関すること。 ② 現地の災害対策への協力に関すること。
支所対策本部 (長) 支所長		① 支所災害対策本部の災害対策に関すること ② 本部との連携に関すること。

(災害対策本部支部-平田支部の事務分掌)

班	事務分掌
(支部長) 所長 (副支部長) 副支所長 総務班 (長) 地域振興課長 (副) 地域振興課庶務担当係長 産業建設班 初動時対応可能な 平田地域在住職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括に関する事 ② 各班・災害対策本部(本庁)・自主防災組織との連絡調整に関する事 ③ 地区担当者に関する事 ④ 情報収集・広報活動に関する事 ⑤ 職員の非常招集・応援要員の確保、配置に関する事 ⑥ 避難所の開設に関する事 ⑦ 被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ 市民への防護、避難対策に関する事 ⑨ 避難所、一時集結所の指示及び避難者の誘導に関する事 (産業・建設関係) ① 農林水産業、商業、工業、観光施設等の被災状況の把握に関する事 ② 漁業船舶等への緊急時広報に関する事 ③ 農協、漁協との連絡調整に関する事 ④ 応急仮設住宅に関する事 ⑤ 応急対策用資機材の輸送に関する事 ⑥ 一時滞在者への緊急時広報に関する事 ⑦ 一時滞在者の被災状況の把握に関する事 ⑧ 関係機関との連絡調整に関する事 ⑨ 市道、橋梁の通行規制に関する事
市民福祉班 (長) 市民福祉課長 (副) 市民福祉課長補佐	(市民生活関係) ① 被害調査の取りまとめ・報告に関する事 ② 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事 ③ 避難所等への物資の搬送に関する事 ④ 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関する事 ⑤ 支援物資の受入れ・仕分け・生活必需品の把握・配給に関する事 ⑥ 避難所等における生活必需品及び食料の調達に関する事 ⑦ 清掃整理・防疫に関する事 ⑧ 防疫及び埋(火)葬に関する事 (健康福祉関係) ① 医療救護及び救護所の管理運営に関する事 ② 市民相談窓口の設置、運営に関する事 ③ 避難所及び一時集結所の管理運営全般に関する事 ④ 医療救護関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 食料の配給・炊き出しに関する事 ⑥ 福祉施設の災害対策及び避難行動要支援者の防護、避難対策に関する事 ⑦ 災害ボランティアに関する事 ⑧ 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事

(災害対策本部支部-斐川支部の事務分掌)

班	事務分掌
(支部長) 支所長 (副支部長) 副支所長 総務班 (長) 地域振興課長 (副) 地域振興課課長補佐 初動時対応可能な 斐川地域在住職員	① 支部災害対策の総括に関する事 ② 各班・災害対策本部(本庁)・自主防災組織との連絡調整に関する事 ③ 地区担当者に関する事 ④ 情報収集・広報活動に関する事 ⑤ 職員の非常招集・応援要員の確保、配置に関する事 ⑥ 避難所の開設に関する事 ⑦ 被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ 市民への防護、避難対策に関する事 ⑨ 避難所、一時集結所の指示及び避難者の誘導に関する事
市民生活班 (長) 市民生活課長 (副) 市民生活課課長補佐	① 被害調査の取りまとめ・報告に関する事 ② 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事 ③ 避難所等への物資の搬送に関する事 ④ 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関する事 ⑤ 支援物資の受入れ・仕分け・生活必需品の把握・配給に関する事 ⑥ 避難所等における生活必需品及び食料の調達に関する事 ⑦ 清掃整理・防疫に関する事 ⑧ 防疫及び埋(火)葬に関する事
健康福祉班 (長) 健康福祉課長 (副) 健康福祉課課長補佐	① 医療救護及び救護所の管理運営に関する事 ② 市民相談窓口の設置、運営に関する事 ③ 避難所及び一時集結所の管理運営全般に関する事 ④ 医療救護関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 食料の配給・炊き出しに関する事 ⑥ 福祉施設の災害対策及び避難行動要支援者の防護、避難対策に関する事 ⑦ 災害ボランティアに関する事 ⑧ 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事
産業建設班 (長) 産業建設課長 (副) 産業建設課課長補佐	(産業関係) ① 農林水産業、商業、工業、観光施設等の被災状況の把握に関する事 ② 漁業船舶等への緊急時広報に関する事 ③ 農協、漁協との連絡調整に関する事 ④ 応急仮設住宅に関する事 ⑤ 応急対策用資機材の輸送に関する事 ⑥ 一時滞在者への緊急時広報に関する事 ⑦ 一時滞在者の被災状況の把握に関する事 ⑧ 関係機関との連絡調整に関する事 (建設関係) ① 市道、河川、橋梁の被害調査及び応急対策に関する事 ② 応急対策用資機材の調達に関する事 ③ 関係官公署等との連絡調整に関する事 ④ 市有建物の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 応急仮設住宅に関する事 ⑥ 応急対策用資機材の輸送に関する事 ⑦ その他大型物資・資機材の輸送に関する事 ⑧ 公園、街路樹の被害調査及び応急対策に関する事 ⑨ 関係機関との連絡調整に関する事

(災害対策本部支部-佐田・多伎・湖陵・大社支部の事務分掌)

名 称	事務分掌
支 部 (支部長) 支所長 (副支部長) 副支所長 初動時対応可能な 各地域在住職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括に関すること ② 各班・災害対策本部(本庁)・自主防災組織との連絡調整に関すること ③ 地区担当者に関すること ④ 情報収集・広報活動に関すること ⑤ 職員の非常招集・応援要員の確保、配置に関すること ⑥ 避難所の開設に関すること ⑦ 被害調査及び応急対策に関すること ⑧ 市民への防護、避難対策に関すること ⑨ 避難所、一時集結所の指示及び避難者の誘導に関すること (産業・建設関係) ① 農林水産業、商業、工業、観光施設等の被災状況の把握に関すること ② 漁業船舶等への緊急時広報に関すること ③ 農協、漁協との連絡調整に関すること ④ 応急仮設住宅に関すること ⑤ 応急対策用資機材の輸送に関すること ⑥ 一時滞在者への緊急時広報に関すること ⑦ 一時滞在者の被災状況の把握に関すること ⑧ 関係機関との連絡調整に関すること ⑨ 市道、橋梁の通行規制に関すること (市民福祉関係) ① 被害調査の取りまとめ・報告に関すること ② 被災者生活再建支援法に基づく調査に関すること ③ 避難所等への物資の搬送に関すること ④ 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関すること ⑤ 支援物資の受入れ・仕分け・生活必需品の把握・配給に関すること ⑥ 避難所等における生活必需品及び食料の調達に関すること ⑦ 清掃整理・防疫に関すること ⑧ 防疫及び埋(火)葬に関すること ⑨ 医療救護及び救護所の管理運営に関すること ⑩ 市民相談窓口の設置、運営に関すること ⑪ 避難所及び一時集結所の管理運営全般に関すること ⑫ 医療救護関係機関との連絡調整に関すること ⑬ 食料の配給・炊き出しに関すること ⑭ 福祉施設の災害対策及び避難行動要支援者の防護、避難対策に関すること ⑮ 災害ボランティアに関すること ⑯ 避難所の誘導及び駐車場整理に関すること

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

原子力災害合同対策協議会の構成員は次のとおりである。

○構成員：事務局長	原子力規制庁原子力地域安全総括官
	現地本部長
	現地本部員その他の職員
	県原子力災害対策本部長又は県原子力災害対策本部員
	その他の職員で県原子力災害対策本部長から委任を受けた者
	関係市の原子力災害対策本部長又は関係市の災害対策本部員
	指定公共機関の代表者から権限を委任された者
	中国電力(株)から権限を委任された者
	島根県警・消防機関の代表者から権限を委任された者等

市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターへ派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い国に対して専門家の派遣を要請する。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、山陰都市連携協議会をはじめとし、災害応援協定等に基づき、他市町村等に対して速やかに応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、県知事に対して、派遣の要請を要求する。

また、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに県知事に対し、撤回要請する。

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に携わる職員、消防署員、消防団員及び地区災害対策本部等の防災業務関係者の安全確保を図る。

（１）防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部各班（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

（２）防護対策

- ① 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材調達の協力を要請する。
- ② 市災害対策本部長は、市やその他防災業務関係者等に対し、必要に応じて防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

（３）防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、「原子力災害対策指針」等に定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護基準に基づいて行う。
- ② 市は、県と連携して、職員、消防署員及び消防団員等の被ばく管理を行う。
- ③ 市は、オフサイトセンター等において、必要に応じて県など関係機関に対して、除染等の医療措置を要請する。
- ④ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を県と連携し確保する。
- ⑤ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、避難収容等の防護活動

1. 避難、避難誘導等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

(1) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行う。

施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避を並行して実施する。

(2) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について、指示した場合は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

ここでいう「屋内退避」は、避難すべき状況において避難が困難な場合における屋内退避措置の実施又は継続を含む。

UPZ及びUPZ外における避難実施にあたっては、OILの値に基づき、避難方法（避難か一時移転か）を選択することとなるが、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあっては、この限りではない。

(3) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示をおこなうこととされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(4) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、一時集結所、避難先地域、避難方法、スクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、国の原子力災害対策本部等及び

県に対しても情報提供するものとする。

(5) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(6) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと県が受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。この場合、県が受入先の市町村と協議のうえ、市に対し避難所等となる施設を示す。

2. 避難所等

(1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

(2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者等、地区災害対策本部、障がい福祉サービス事業者、出雲市社会福祉協議会、ボランティア団体等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報を市及び県に提供する。

(3) 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、傷病者、高齢者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するとともに、避難所の良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置し、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

(5) 市は、避難所の運営については、県の協力のもと、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保については、県の協力のもと、災害の規模等を考慮し、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足する場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達を要請する。

ただし、建設にあたっては、二次災害に充分配慮するとともに、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

3. 広域一時滞在

(1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、広島県の市町の受入れについて、県に対し広島県との協議を求める。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

(3) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市及び県に代わって行う。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずる。

5. 要配慮者への配慮

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難の支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生した場合において避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づいて、医師、看護師、職員の指示・避難誘導のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

(4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生した場合において避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づいて、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

6. 学校・保育所等施設における避難措置

学校・保育所等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づいて、直ちに生徒等を保護者へ引き渡す。

児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

また、生徒等の在校時に避難指示等が発令された場合は、迅速に避難等の措置をとって生徒等の安全を確保したのち、保護者への引き渡しを行うものとする。

7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づいて、施設の利用者等を避難させる。

8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、国の現地対策本部、関係機関と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示をした区域について、居住者の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効性を上げるために必要な措置をとる。

9. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の調達確保については、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、ニーズに応じて供給・分配に努める。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

(2) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）及び原子力災害対策本部等に対して物資の調達を要請する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等については、治安当局等関係機関と協議し、万全を期する。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報を提供し、速やかな治安の確保、火災予防に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

（１）国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、一時移転対象地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体指示することとされている。市は、国の指示に基づき、県等と連携して、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニングを踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替え飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

（１）緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・緊急事態対応方針決定会議のメンバー	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・負傷者、避難者 ・緊急事態応急対策要員 （国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員 （第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避所、避難所を維持 ・管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送	

（2）緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 人員、車両等の調達に関しては、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請し、県や周辺市町村に対して支援を要請する。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2. 緊急輸送のための交通確保

市の道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

（1）市及び市消防本部は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて県又は中国電力㈱その他民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。

（2）市及び市消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、中国電力㈱等に対して、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

（3）市及び市消防本部は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所など

2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民心理の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達を行う。

また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく行う。

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、様々な情報伝達手段を活用し、わかりやすい例文により繰り返し定期的に広報するよう努める。

市が行う広報事項

① 原子力災害時には、状況に応じ次の事項を広報する。

- (ア) 市（災害対策本部）からの緊急広報であること
- (イ) 発表の日時
- (ウ) 事故が発生した場所
- (エ) 事故の状況
- (オ) 放射性物質の放出状況や、今後の予測及び環境への影響
- (カ) その他必要な事項

② 防護対策区域が決定された場合の広報事項

- (ア) 防護対策の内容（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）
- (イ) 防護対策地区の範囲及び具体的な地区
- (ウ) 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- (エ) 一時集結所、広域避難先、スクリーニング場所に関すること
- (オ) 安定ヨウ素剤の予防服用等防護措置に関すること
- (カ) その他必要な事項

(3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確な情報提供に努める。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、在所を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、十分に内容を確認した上で住民等に

対する情報の公表、広報活動を行う。

その広報内容については、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市及び中国電力㈱と相互連絡に努める。

(5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報誌、緊急速報メール、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者の置かれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

(6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知する。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県及び関係機関等の協力のもと、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 市は、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 10 節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市ではこれに対して適切に対応する。

1. ボランティアの受入れ等

市は、国、県、出雲市社会福祉協議会、出雲市総合ボランティアセンター、ボランティア団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。

その際、配分方法を工夫し、迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

市は、庁舎所在地が、避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合を想定し、あらかじめ定められた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策区域における避難区域等の設定を見直す。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び支持に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。なお、県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行う。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、市及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発・販路開拓等に係る助成、市税の軽減制度や徴収緩和措置の適用等、きめ細かな支援に努める。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相

談窓口を設置する。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

別添 1 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

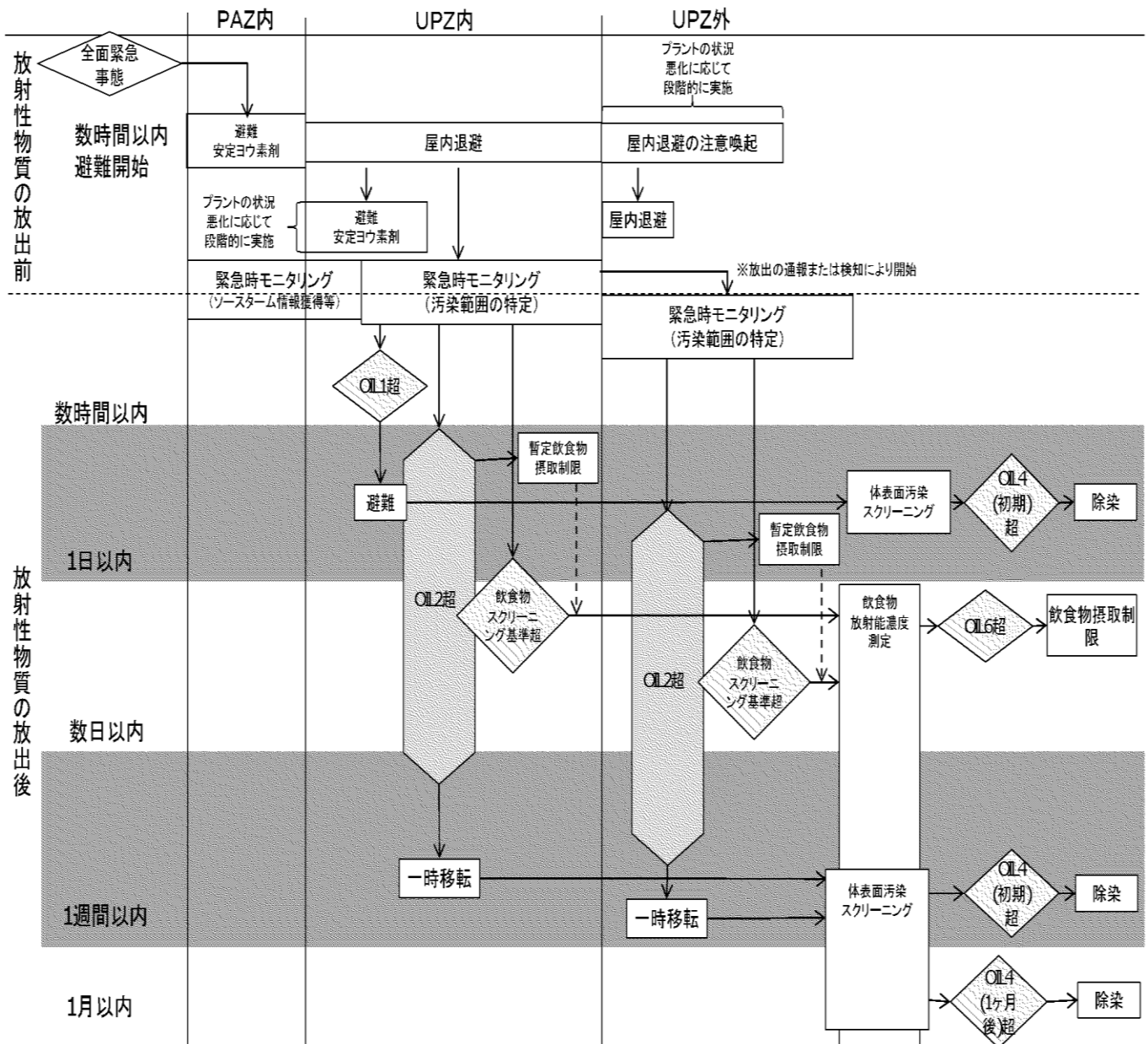
沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

別添 2 防護措置実施のフローの例



別添 3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計測率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換

算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別添 4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

				PAZ（～概ね 5km）				UPZ（概ね 5～30km）				UPZ 外（概ね 30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
				体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事業者	原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国への通報	・敷地境界のモニタリング									
		公共団体	地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平時時モニタリングの強化	【避難】 ・要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築		・平時時モニタリングの強化		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築		・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備		・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	施設敷地緊急事態 ※2	事業者	原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング			・自治体へ通報						
		公共団体	地方	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者の避難実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要配慮者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国		・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要配慮者の避難実施を指示 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要配慮者の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
		事業者	原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング			・自治体へ通報						
		公共団体	地方	・要員追加参集	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・平時時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等へ安定ヨウ素剤の服用指示	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力
		国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請
	全面緊急事態 ※3	事業者	原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング			・自治体へ通報						
		公共団体	地方	・要員追加参集	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・平時時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等へ安定ヨウ素剤の服用指示	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力
		国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請

※1 モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加修正する。

※2 原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、一部事象については全面緊急事態に変更。

※3 原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。ただし、一部事象については原災法10条より変更。

				PAZ（～概ね5km）※4				UPZ（概ね5～30km）				UPZ 外（概ね30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
				体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
OIL	OIL1	事業者 原子力						・国及び自治体へ通報							
		公共団体 地方						・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施			【避難】 ・（近）避難の実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ	
		国						・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・（遠）自治体に避難 ・受入れを要請	
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 原子力						・国及び自治体へ通報							
		公共団体 地方						・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定		
		国						・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示		
	OIL4	事業者 原子力						・国及び自治体へ通報	・スクリーニングへの協力						
		公共団体 地方						・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施		
		国						・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示		
	OIL2	事業者 原子力						・国及び自治体へ通報							
		公共団体 地方						・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ	
		国						・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・（遠）自治体に一時移転の受入れを要請	
	OIL6	事業者 原子力													
		公共団体 地方						・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		
		国						・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示		

※4 緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。